

# 独立行政法人国際交流基金 平成27年度計画

独立行政法人国際交流基金(以下、「基金」とする。)の中期目標を達成するための計画(中期計画)に基づき、平成27年度における業務運営に関する計画を、以下のとおり定める。

## I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置

基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うに際し、地域別の重点施策及び政策的課題等、日本ブランドの対外発信を含む、国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、地域・国別事業方針を各分野等の事業方針に反映の上、事業を行う。

### 1 地域別事業方針による事業の実施

当該地域の事情及び国際情勢の変化に対応しつつ、基金が定める平成27年度地域別事業方針に基づき、適切に事業を実施する。特に、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」を着実に実施する。

海外現地情勢の悪化等に伴う事業の遅延・中止を回避すべく、在外公館や基金の海外事務所等を通じて情報収集し、的確な情勢把握と計画的な準備・調整作業を行うことにより、効果的に事業を実施する。なお、外交上重要な情勢の展開等を踏まえて機動的な事業の実施が求められる場合は、可能な限り対応する。やむを得ない事情により事業を中止する場合、また海外事務所に関する重要な問題に対応する場合には、事前に外務省と十分協議の上、我が国の対外関係を損なわないよう細心の注意を払う。(平成27年度地域別事業方針:別紙1)

### 2 分野別事業方針等による事業の実施

国際文化交流事業を総合的かつ効率的に実施していくため、以下の分野別事業方針等に基づいて事業を実施する。

#### (1) 文化芸術交流事業の推進及び支援

対日関心の喚起と日本理解の促進に資するため、多様な日本の文化及び芸術を海外に紹介する事業及び文化芸術分野における国際貢献事業を、日本と海外の双方向の事業や相手

国の国民との共同作業を伴う事業、人物交流事業等も含め、効果的に実施する。

事業実施にあたっては、専門機関として長年培ったノウハウやネットワークといった専門性をさらに高め、多様なスキームを複合的に組み合わせる等、その専門性を生かした質の高い事業に重点化する。加えて「日本祭り開催支援事業」を通じ、外務省対外発信重点対象国において開催される日本祭り等の日本関連イベントにおいてハイライトとなり得る日本文化紹介事業を実施し、日本の多様な魅力を紹介するとともに、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施にも配慮する。

また、現地におけるニーズ調査を踏まえ、「地域経済活性化に資する放送コンテンツ等海外展開支援事業」を着実に実施する。

日中交流センターでは、自己収入財源(政府出資金等の運用益収入等)によって、青少年を中心とする日中両国国民相互間の信頼構築を目的とする中国高校生長期招へい事業、中国各地に設置された「日中ふれあいの場」の運営、日中大学生交流ネットワーク構築事業等について、継続的かつ安定的な実施を図る。

#### [諸施策]

##### ア 多様な日本の文化及び芸術の海外への紹介

諸外国の国民の日本の文化・芸術に対する関心を促進し理解を深めるため、文化人・芸術家等の派遣・招へい、講演、セミナー、ワークショップ、展示、公演、映画・テレビ番組の上映・放映、書籍の翻訳・出版等の事業の実施・支援や青少年交流、ウェブサイト等を通じた関連する情報の発信等を通じ、多種多様な日本文化の諸相を海外に伝える。

事業の実施は、外交上の重要性及び地域別方針に基づき、地域・国の視点に立って行う。すなわち、以下の地域・国においては重点的に、様々な事業手法の組み合わせや他の事業分野との連携による複合的・総合的な事業実施を通じて、特により深い日本理解につなげる。その他の地域・国については、外部リソースの活用のための工夫等も含め、より効率的に効果のあがる事業形態・方法を検討する。

- ・米国
- ・中国
- ・韓国(日韓国交正常化 50 周年)
- ・ブラジル(日ブラジル外交関係樹立 120 周年)
- ・中米諸国(日・中米交流年)
- ・イタリア(ミラノ国際博覧会)

なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。また、ウェブや出版物による情報発信や学芸員等専門家の交流を推進し、公演、展示、映像・出版等の事業企画につなげる。

#### イ 文化芸術分野における国際貢献

国際共同制作や人物交流等を含む、双方向型、共同作業型の事業を積極的に実施する。特に、相手国との間で一体感の醸成が求められる国・地域との間においては、中長期的な発展性を考慮する。

また、文化を通じた平和構築、災害復興・防災、環境等共通課題への取組、固有文化の保存・継承及び活用のための人材育成等を推進するため、専門家派遣・招へいやセミナー、ワークショップ等を実施する。

なお、文化遺産の保護の分野における国際貢献事業の実施に当たっては、「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成十八年法律第九十七号)の着実な施行に配慮する。

事業の実施は、外交上の重要性及び地域別方針に基づき、地域・国の視点に立って、特に中国・韓国については、共同制作事業等を通じた交流と文化を通じた共通課題への取組みを積極的に推進する。

なお、主催事業については、事業対象者にアンケートを実施し、回答数の70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目指す。

#### (2) 海外日本語教育、学習の推進及び支援

日本語の更なる国際化を推進するための基盤整備を行うため、「JF 日本語教育スタンダード」の活用を推進し、定着を図るとともに、同スタンダードに準拠した日本語講座を海外で引き続き拡大していくほか、e ラーニング教材を整備する。また同スタンダードに準拠する日本語教材の開発を継続する。これにより、日本語学習の効果、効率の向上や若年層、初学者層の学習促進・支援を図る。また、日本語能力試験については、「JF 日本語教育スタンダード」との関連を整理し、日本語能力を測定する唯一の大規模試験としての信頼性の維持・増進を図る。

また、各国・地域の政府・日本語教育拠点などの関係機関と連携を取りつつ、対象国・地域の教育環境、言語政策、日本との外交その他の関係、日本への関心の在り方、学習者の目的、日本語普及上の課題などに対応して事業を行う。その際、将来的に、現地において日本語学習が定着し、自立的・継続的に日本語教育が行われることを視野に入れる。

政府の方針や重要な外交政策に基づいて生じる日本語普及に関する新たな要請やニ

ズに対しては、基金の特性を踏まえた効果的な日本語事業を行う。特に、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。また、政策的要請に基づく経済連携協定(EPA)に関わる日本語研修事業に適切に対応する。

これらの措置を通じて海外における日本語学習者が着実に増加するよう努める。それに併せて、日本語能力試験について、実施規模の拡大、収支の安定と自己収入の拡大を図る。また、事業の整備・拡充にあたり、効率化や自己収入拡大に可能な限り努めつつ、これを進める。

なお、事業実施にあたっては、定量的指標に基づき適切に事業成果を把握することに努め、主催事業については、支援対象機関や研修参加者等にアンケートを実施し、70%以上から有意義であったとの評価を得ることを目標とする。長期的な研修については、日本語能力の向上を一つの目標とし、研修の開始時と終了時に日本語能力を測定する。ウェブサイトを通じた日本語教育に関する情報提供については、年間アクセス件数が前期中期目標期間中の平均年間アクセス件数を上回ることを目標とする。日本語国際センター、関西国際センターに設置されている図書館の来館者数については、現地日本語教師等の研修参加者数等に基づき適切な目標値を設定して運営にあたる(年間研修参加者数(人×日)の50%を目標値とする)。

これらを踏まえ、平成27年度においては以下のように事業を行う。

#### [諸施策]

ア 日本語の国際化の更なる推進のための基盤・環境の整備に向けて、以下のa～eを実施する。

a 「JF日本語教育スタンダード」の活用推進、定着

「JF日本語教育スタンダード」に関する教師研修会、セミナー、学会発表を各国・地域、国内において行い、引き続き普及に努める。

また、「JF日本語教育スタンダード」に準拠した教科書『まるごと 日本のことばと文化』については、初級レベル、初中級レベルの市販版刊行、中級レベルの市販化に向けた準備、中上級レベルの開発を行う。

b 「JF日本語教育スタンダード」の考え方に基づく日本語普及事業の展開

平成27年度についても、国際交流基金日本語講座において「JF日本語教育スタンダード」準拠教材『まるごと 日本のことばと文化』を利用し、同スタンダードの理念に沿った運営を行うほか、附属機関において「JF日本語教育スタンダード」を取り入れた研修を行う。

また、『まるごと 日本のことばと文化』の日本語教育機関における利用促進に努める。

c 日本語能力試験の安定的拡大

日本語学習者の日本語能力を測定し、認定するための試験事業の企画・立案、作題、

実施、分析、評価及び調査を行う。

平成27年度は、新たな実施地を増やし、7月の第1回試験を28か国・地域、115都市、12月の第2回試験を66か国・地域、210都市で実施する。海外受験者数の目標については、平成24年以降の外交環境の大きな変化や一部の国における教育制度の変更等の影響を勘案し、前年実績約45万人から4%減の年間43万人程度以上とする。

また、引き続きJF日本語教育スタンダードとの関連を整理するとともに、実施地の増加及び応募者の安定的な確保に努める。あわせて、受験料による現地機関収入のみでの現地経費支弁の徹底、現地収支剩余金の基金への還元の促進、現地の情勢も踏まえた適切な受験料の設定を行い、自己収入の拡大と収支の安定に努める。

d eラーニング事業の整備、推進

ウェブ版「エリンが挑戦！にほんごできます。」の運用を継続するとともに、ウェブサイト「まるごと+（まるごとプラス）」の多言語化を進める。

日本語学習の裾野を一層広げていくため、総合日本語eラーニングコースの開発を継続する。

e 日本語事業に関する調査、情報提供

海外の日本語教育機関調査については、更新情報を随時収集・提供するとともに、調査を実施する。また、日本語教育に関する国別情報を平成27年度も見直し、基金の海外拠点、派遣専門家のネットワーク等の活用や在外公館の協力に基づき、海外の日本語教育についての最新の情報提供に努める。これらを通じ、海外における日本語教育振興の方向性、事業の立案、成果の確認等に活用する。

イ 中期計画を踏まえ、各国・地域の状況に応じ、以下のf～jを、その組合せや優先度を検討しつつ実施する。

f 各国・地域の日本語教育拠点ネットワークの整備・活用

平成27年度も、JFにほんごネットワーク（通称：さくらネットワーク）の中核メンバーの活動を支援するとともに、将来的に中核メンバーとなり得る候補機関を新たにネットワークの構成メンバーとして認定し、複合的・集中的支援を行うことにより育成を図る。また、これらメンバーを中心とする海外日本語教育の総合的ネットワークを構築・活性化することにより、効果的な日本語普及事業を実施する。

g 各国・地域の日本語教育基盤の強化、充実に向けた協力、支援

現地日本語教師を招へいし、各種研修を実施する。その際、より効率的な人材育成が可能となるよう、新規研修の設計も視野に入れて調査を行う。

あわせて、海外各国・地域で拠点となる日本語教育機関、基金海外拠点等に日本語

専門家等を派遣し、派遣先機関並びに派遣国・地域全体における日本語教授、現地教員育成、カリキュラム作成、教師会等のネットワーク強化等についての支援、協力をを行う。

特に、以下の地域・国について各地域・国の状況に応じた支援を重点的に実施する。

- ・東南アジア地域
- ・米国
- ・中南米地域
- ・英国

h 各国・地域の日本語学習者に対する支援

外交官公務員日本語研修、文化学術専門家研修、各種日本語学習者奨励研修を継続実施するほか、外交上の必要性の高い国への日本語学習者には特に配慮し、平成23年度に東日本大震災を契機として開始した「米国JET記念高校生訪日研修」事業を継続実施する。

i 経済連携協定(EPA)関連日本語教育の着実な実施・拡充

経済連携協定(EPA)にもとづく看護師・介護福祉士候補者への日本語教育をインドネシア、フィリピンにおいて継続実施する。

j 日本語教材・教授法等の開発・普及等

各国・地域で行われる教材の開発を支援することにより、各国・地域の事情に応じた多様な学習者のニーズに応える。

(3) 海外日本研究・知的交流の促進

海外における日本研究及び知的交流を効果的に促進するため、各国・地域の事情、必要性を把握しつつ、海外日本研究及び知的交流それぞれの性格に応じて、効果的に事業を実施する。なお、東南アジアについては、「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」に資する事業の実施に配慮する。

ア 海外の日本研究の促進

外交上の必要性を踏まえるとともに、各国・地域の日本研究の状況及び日本研究振興のためのニーズを把握し、長期的な視点から対日理解の深化及び対日関心の維持拡大に資するよう、海外における日本研究を支援する。

ただし、外交上のニーズ及び日本研究事情の変化があった場合には、柔軟に対応し、効果的な事業実施に努める。平成27年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

## [諸施策]

### a 機関支援

海外各地の日本研究の拠点機関等に対して、中長期的支援の観点から、講師派遣や研究・会議への助成等複数の手段を組み合わせた包括的な助成方式の支援を実施する。機関支援は、各国・地域における日本研究・対日理解の中核となる機関や将来そのような役割が期待される機関を対象とする。また、国・地域によって日本語専攻課程を有する大学等が日本研究の拠点となる場合にも、支援の対象とする。

米国においては、従来からの機関支援とともに、米国各地の地方大学など、中小規模の日本関係コースへの支援も行う。

中国においては、北京日本学研究センターの第8次三か年計画を策定の上、支援を行う。

日本研究機関支援対象の機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。

### b 研究者支援

海外の日本研究者の人材育成のため、各国の研究者に長期及び短期の日本研究フェローシップの供与を行う。フェローシップ対象者人選においては、各国ごと事情を踏まえつつ、博士論文執筆予定者等を含めて、若い研究者人材の採用に配慮する。

フェローシップ受給者の70%以上から有意義であったとの評価を得る。

### c ネットワーク支援

海外諸国・地域の日本研究者間のネットワークの形成を促進するため、日本研究者の学会、大学等研究機関の連携の取組みや元日本留学生組織の活動を支援する。

## イ 知的交流の促進

我が国の対外発信を強化するとともに、そのための人材を育成するため、日本と各国の共通の関心テーマや国際的重要課題についての対話や共同作業、人的交流を実施・支援する。事業の実施に当たっては、外交上の必要性及び相手国の事情を踏まえ、また、他団体との協力・連携、ネットワーク形成並びに対日理解を有するオピニオンリーダーの育成といった観点等に配慮する。平成27年度においては、各施策について以下のように事業を行う。

## [諸施策]

### a 対話・共同研究

日本と諸外国との間の共通課題(地球的課題、地域の重要課題等を含む)や、相互関係の強化、相互理解の深化等に資するテーマについての国際会議・シンポジウム等の対話や共同研究を実施、または支援する。

中国との知的交流・対話に配慮するとともに、米国との知的交流事業においては、日米間の多様な共同研究事業・知的対話事業などを実施・支援する。

これら事業実施においては内外の他機関・団体等との連携により事業効果と効率を高める。また、助成事業では、支援対象機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。

### b 人材育成

日本と諸外国との共同研究や知的交流、更には地域・草の根交流などを行うための人材を育成するために、各種共同事業の実施・支援やフェローシップの供与等を行う。

各種の知的交流事業への支援や主催事業の実施を通じて対外発信能力を持つ我が

國の人材の養成を図る他、地域リーダー・若者交流助成プログラムでは学生や草の根・市民団体等の国際交流活動の支援をすることで、国際交流を担う人材の育成を図る。

これら助成事業では、支援対象となった機関の70%以上から有意義であったとの評価を得る。

また、米国との間では、今後の日米間の知的対話を促進する上でも重要な研究者育成に資する安倍フェローシップ・プログラムを実施し、フェローシップを供与したフェローの70%以上から「有意義だった」との評価を得ることを目標とする。

米国との地域・草の根交流については市民レベルの相互理解を促進するため、日米草の根コーディネーター派遣プログラムにより、米国の中西部・南部地域に日本人コーディネーターを派遣する。さらに、米国における次世代知日層の育成を図る目的で、米国の日本専門家・研究者などのネットワーク構築事業などを実施・支援する。

新たに「現代日本理解特別プログラム」により、米国・豪州・英国・フランスの主要な研究機関を支援し、とくに社会科学分野における知日派人材の育成を促進する。

#### (4)「アジア文化交流強化事業」の実施

「文化のWA(和・環・輪)プロジェクト～知り合うアジア～」の一環として、日本とアジアの芸術家、文化人、知識人などの文化の担い手のネットワーク化とアジア域内の市民の相互理解を促進する双方向交流事業、アジアの日本語教育機関の活動を支援するための日本からの人物派遣事業等を集中的に行い、ASEAN諸国を主対象とするアジアと日本との文化交流を抜本的に強化する。

具体的には以下のア～エを実施する。平成27年度は特に、26年度に開始した事業の拡充、本格化に取り組む。

ア アジアにおける日本語教師の活動支援及び日本語学習者と日本人の交流の機会の増大を目的とする、現地日本語教師・学習者のパートナー役となる人材を日本から各国の日本語教育機関に派遣する事業を実施する。

平成27年度は、26年度に派遣を開始した5か国に加え、現地ニーズを踏まえた上で、派遣先国を更に2か国以上増やし、総計250名程度の“日本語パートナーズ”的新規派遣を行う。また、地方自治体等との連携や広報の強化により、応募者拡大を目指す。

イ アジアにおける一般市民の間の幅広い交流促進と相互理解の基盤拡充を目的とする、現地機関との連携による各国文化紹介・情報提供事業、及び市民交流事業を実施・援助する。

平成27年度は、26年度の調査結果及び事業実施を踏まえ、「ふれあいの場」(仮称)開設

を目指す。また特に、災害復興・防災、多文化共生といった重点分野・テーマにおける市民交流事業の企画・実施と支援を継続・拡充する。

- ウ アジアにおける文化芸術・知的交流分野の共同・協働の取組みに向けた、専門家の間の交流促進・深化とネットワーク構築・強化を目的とする、グループの交流事業及び個人の招へい・派遣事業を実施する。

平成 27 年度は、26 年度に試験的に開始した、アジア各国からの文化人招へい、文化諸分野の専門家を対象としたグループ交流事業やフェローシップ供与事業を拡充し、本格的実施を始める。

- エ アジアにおける文化芸術・知的交流分野の専門家・専門機関が取り組む共同制作や共同研究等協働事業及びその成果発信事業を実施・援助する。

平成 27 年度は、26 年度に取り組んでいない分野や特に重点を置くテーマにおける協働事業や、2020 年を見据えて総合的に取り組む大規模協働事業の企画・実施及び支援を継続・拡充するとともに、地方と連携した事業の推進によりアジア交流のプラットフォーム強化を進める。

#### (5) 東日本大震災からの復興に資する事業の実施

東日本大震災の経験と教訓を国際社会と共有し、防災や災害復興面で国際貢献に資する対話交流事業の実施に軸足を置きつつ、災害を乗り越えて復興を進める日本社会の歩みを伝えることに努める。

#### (6) 国際文化交流への理解及び参画の促進と支援

国内外各層の国際文化交流への理解及び参画の促進と支援のため、平成 27 年度においては以下のように事業を行う。

- ア 国内のさまざまな国際交流関連団体及び人物とのネットワークの形成と強化を図るため、国際文化交流全般及び基金事業に関する情報を提供し、国際文化交流及び基金事業に対する理解を求める。

- イ 基金本部に設置されている図書館については、図書館のリソースを活用した展示その他のイベントを実施し、効果的かつ効率的に情報提供を行うことにより、基金事業への理解と関心を高めるとともに、利用者の増加を図る。

ウ 国際文化交流に貢献のあった国内外の個人・団体に対する顕彰を行い、これを効果的に広報することにより国際文化交流及び基金への理解と関心を得るように努める。また、国内の地域に根ざした優れた国際交流を行っている団体を顕彰し、効果的な広報を行う。

エ インターネットを通じた広報をさらに強化する。特に日本の若い世代を中心としたネットユーザーをターゲットとして、Twitter や Facebook 等のソーシャルメディアを通じた国際交流への理解促進を図る。インターネットを通じた英語による発信については引き続き強化を図る。

基金ウェブサイトの訪問者数については、年間アクセス件数が第 2 期中期目標期間の平均値を超えることを目標とする。また、ウェブマガジン「をちこち Magazine」については、上記の他項目へのリソース投入の結果、発行頻度の抑制などの可能性も検討するが、平成 26 年度同様の発行回数(年 11 回)の場合の訪問者数の目標値は 27 万件とする。

オ 基金の活動と成果を広く発信し、国際文化交流の意義と基金の事業に対する一般の理解を促進する活動を行う。

カ 我が国を巡る国際環境の変化に伴う、内外の国際文化交流の動向の変化を把握し、これらに的確に対応するため、必要な調査・研究を行う。

## (7) その他

ア 海外事務所の運営

基金の海外事務所は、中期目標に示された諸点を踏まえ、運営経費の効率化に努めつつ、所在国及び状況や必要性に応じてその周辺国において、関係者とのネットワーク構築、国際文化交流に関する情報収集等を通じて現地の事情及びニーズを把握し、在外公館の広報文化センターとの役割分担に関しては、平成 24 年 6 月の「広報文化外交の制度的あり方に関する有識者懇談会」の提言内容を十分考慮して、事務所の施設を効果的かつ効率的に活用して事業を実施するとともに、現地における効果の高い事業実施のために必要となる関係団体及び在外公館との緊密な協力、連携等を図る。また、外部リソースや現地職員の活用、海外事務所間の連携に努める。また、日本語教育講座の拡大など基金事業の積極的展開に当たり、必要な課題の整理、解決に努める。

海外事務所に設置されている図書館は、経費の増大を招かない形で、ウェブサイト等を通じた広報の強化や日本語講座受講者の利用を促進するなどして、平均利用者数の増加及び利用者の利便性向上に取り組む。

#### イ 京都支部の運営

京都支部は、中期目標に示された諸点を踏まえ、関西国際センターとも連携し、関西において関係者とのネットワーク構築を図り、効果的かつ効率的に事業を実施するとともに、引き続き業務運営の合理化に努める。

なお、大阪府や奈良県に滞在しているフェローに対する支援等については、当該フェローの受入機関所在地や居住地からの利便性に配慮しつつ、関西国際センターと連携して実施する。

#### ウ 国際文化交流のための施設の整備に対する援助等の事業

国際文化交流を目的とする施設の整備に対する援助、並びに国際文化交流のために用いられる物品の購入に関する援助及びこれらの物品の贈与を行う事業等については、特定事業を支援する目的でなされる寄附金を受け入れ、これを原資として当該特定事業に助成を行うことを通じ、民間資金の有効な活用を図り、日本及び海外で計画される国際文化交流活動を推進する。なお、寄附金の受け入れ、対象事業については基金に外部有識者からなる委員会を設け、適正な審査を行う。

## II 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 経費の効率化

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)等を踏まえ、以下のような方法により、基金事業の規模及び質が低下しないよう十分配慮しつつ、業務の効率化を堅持することにより、中期目標の期間中、一般管理費及び運営費交付金を充当する業務経費の合計について、対前年度比 1.35% 以上の削減を行う(ただし、新規に追加される業務、拡充業務等は対象外)。また、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。

- ・本部事務所の借料・敷金の見直しや国家公務員宿舎使用料の見直しを踏まえた宿舎使用料の改定により経費の縮減を図る。
- ・契約の競争性を高めることにより経費の削減を図る。
- ・事業参加者による適切な負担確保、共催機関との経費分担などにより基金負担経費の削減に努める。

## 2 給与水準の適正化等

(1)給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

職員の在勤手当については、購買力補償方式を反映した適切な水準管理を行なう。

(2)総人件費については、政府の方針を踏まえつつ適切に対応していく。その際、アジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業等、今後の基金に対する政策的要請に基づく新規事業・拡充事業の実施や在外における体制の強化に的確に対応できるよう、必要な人員体制を確保する。なお、当該経費についても効率化の対象とする。

## 3 柔軟かつ機動的な業務運営

法人の自律性及び法人の長の裁量等を活かし、柔軟かつ機動的な業務運営を行う。業務効率化努力を継続し、総人件費削減(上記の政策的要請に基づく新規事業・拡充事業への対応を除く)に資するような組織の再編及び人員配置の適正化を図る。なお、政策的要請に基づく業務運営についても、同様に効率的な組織・体制となるよう適正化を図る。

最適かつ合理的な人員配置については、アジア文化交流強化事業、放送コンテンツ海外展開支援事業等の政策的要請に基づく重点分野への優先的な人員配置や在外における体制の強化に対応した人員配置など、その時々の事業環境の変化や、それに応じた政策の動向を踏まえて適切かつ柔軟な対応を行う。

国際協力機構、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所と事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、事務所の共用化又は近接化を進める。

また、海外事務所が存在しない国・地域については、外交上の必要性に応じた事業展開に必要な海外事務所の設置や基金の役割強化の在り方について検討する。

電子化による業務の効率化については、Web会議等サービスの導入等の取組を行う。

## 4 契約の適正化の推進

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着実に実施し、一層の競争性と透明性の確保に努め、契約の適正化を推進することにより、引き続き、随意契約の見直しの徹底と一者応札・応募の改善を通じた業務運営の一層の効率化を図る。

平成27年度においても、随意契約等見直し計画を踏まえつつ、引き続き、事前事後における自己点検に着実な実施、契約監視委員会による点検、一者応札・応募案件におけるアンケートの実施、調達にかかる手続きの標準化や実務指導を行う体制の整備等の諸方策を通じ、随意

契約を「真にやむを得ないもの」に限定する。さらに、基金の事業内容を反映した随意契約類型に関する会計規程等の明確化について検討する。また、連続して一者応札になった案件に対する点検を強化し、一者応札・応募の縮減を図ることで、業務運営の一層の効率化を図る。

## 5 関係機関との連携確保等

事業の重複排除に配慮しつつ、国際交流をオール・ジャパンで促進する観点から、効果的かつ効率的に事業を実施するため、他省庁・他独立行政法人等関係機関との協力・連携の確保・強化を図る。特に、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、関係機関と情報共有・連携し、文化プログラム等における貢献策を検討する。

外務省が推進するジャパン・ハウスについては、外務省との連絡を密にしながら、その設置に向けた準備過程において適切な協力・連携を行う。

また、国際業務型法人との連携については、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)で定められた方針に従い、適切に対応する。特に、国際観光振興機構との事業の連携強化を図るため、同機構との本部事務所の共用化について、平成26年8月に策定した工程表を踏まえ、必要な検討作業を進める。

## 6 内部統制の充実・強化等

- (1) 独立行政法人通則法の改正に伴う監査機能の強化及び内部統制システムの整備の要請を踏まえ、業務の特性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討し、内部統制の充実・強化を図るとともに、コンプライアンスに係る取組みを強化・推進する。また、リスク・マネジメント手法を中心とした内部監査の実施により、内部統制機能の有効性のモニタリングを行う。
- (2) 事業評価については、通則法改正に伴い策定された総務省の指針及び外務省の実施方針に沿って、中期計画で定めた内容の実現状況や実施した事業の効果を中心に行い、事業や事務の改善に繋げる。
- (3) 管理する情報の安全性向上のため、政府機関における情報セキュリティ対策(政府統一基準群を含む。)を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーの改定を行うとともに、これに基づく情報セキュリティ対策を適宜講じる。また、被害の拡大防止等の観点から、インシデント情報を迅速に共有し、有効に活用していくための連絡体制を構築する。

## III 予算、収支計画及び資金計画

## 1 予算

別紙2のとおり

## 2 収支計画

別紙2のとおり

## 3 資金計画

別紙2のとおり

## 4 財務内容の改善に関する事項

自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る。また、一層の透明性を確保する観点から、決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図る。

- (1)運用資金については、原則、安全性を最優先した上で有利な運用を行う。なお、日米センター事業等支払が外国通貨で行われる事業については、安全性を確保しつつ、外貨建債券による運用も行い、必要な事業収入の確保を図るとともに、資金運用諮問委員会等における点検や検討の結果を踏まえ、欠損金の発生を抑制し、法人財政を健全化するために必要な措置を講ずるものとする。
- (2)事業活動一般に対する寄附金のみならず、個別の事業活動についても民間からの寄附金受け入れをより一層推進していく。
- (3)経費の効率化を目的に、現地の事情等を勘案した上で、日本語能力試験受験料や各種催しにおける入場料等の受益者負担の適正化を、引き続き行う。加えて、他団体との共催、協賛、協力等を積極的に進め、外部リソースの活用を図る。
- (4)業務の効率化を進める観点から、各事業年度において適切な効率化を見込んだ予算による運営に努める。また、基金の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行うとともに、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不斷に見直しを行うものとする。日本語国際センターや関西国際センターの宿泊施設について、引き続き適切な利用を図る。
- (5)予算の執行状況を的確に把握した上で、業務を実施する。

## 5 短期借入金の限度額

短期借入金の計画なし

6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

平成24年に策定された「独立行政法人の宿舎の見直し計画」を踏まえ、平成25年度に策定した職員宿舎処分計画に基づき、区分所有宿舎の売却を平成25年度から順次行っているが、中期計画のとおり、平成27年度は売却を行わず、次は平成28年度に9戸の売却を行う予定である。

7 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし

8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、文化芸術交流事業の推進及び支援、海外日本語教育、学習の推進及び支援、海外日本研究・知的交流の促進、国際文化交流への理解及び参画の促進と支援等のために必要な事業経費に充てる。

#### IV その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

上記目標の達成に向けて効果的かつ効率的な業務運営を行うための人材確保を着実に実施するとともに、職員の能力の更なる向上を図る。

2 施設・設備の整備・運営

業務の目的・内容に適切に対応するため長期的視野に立った施設・設備の整備を行い、効果的かつ効率的な運営に努める。平成27年度においても、引き続き、防災等の研修や各種活動の充実を通じて、良好な研修環境や機能の確保を図る。

3 基金法14条第1項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する事項

前期中期目標の期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行ってなお積立金があるときは、その額に相当する金額のうち外務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前期中期目標期間中に完了しなかった業務及び寄附金収入、運用収入を充てるべき業務等の財源に充てることとする。

以上

	東アジア
文化芸術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>現地の専門家、文化芸術団体や国際フェスティバル・国際展とのネットワークを強化し、事業規模にかかわらず、インパクトの高い事業を実施</li> <li>在外公館や日本語、日本研究の拠点機関とも連携し(中国では「ふれあいの場」も活用)、地域の状況に合わせた地方展開を行う</li> <li>一般若年層に訴求する事業による対日関心への喚起に加え、若手の芸術家やクリエイターの相互交流を促進し、パートナーシップを育むことで次世代の交流担い手を育成</li> </ol>
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>在外拠点やさくらネットワーク機関、ならびに「アニメ・マンガの日本語」などの素材を活用し、潜在的な学習者の取り込む</li> <li>&lt;韓国&gt;懸念される日本語学習者数の大幅減少への対策として、中等教育段階の日本語学習者の意欲を高める事業展開や中学校・高等学校関係者を対象とするアドボカシー活動等を強化</li> <li>&lt;中国&gt;中等教育については、教師の研修・指導と教材の支援を行う。特に第二外国語としての導入・定着への支援を強化</li> </ol>
日本研究・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>ベテラン世代からの知見の継承にも留意しながら、次世代の日本研究者に対し重点的な支援を行う。特に日本との関わりが薄い若手知識人、NPO リーダー等の招へい等の事業により交流の機会を提供する</li> <li>&lt;中国・韓国&gt;知識人の招へいや人的交流による人脈形成の事業を重点的に行う。また、日中、日韓の共通課題に関する知的交流を行う</li> <li>&lt;中国&gt;社会的影響力の大きい知識人や、未だ発展の余地が大きい地方の研究機関に対する人的・物的支援を重点的に行う。特に社会科学分野の若手研究者の底上げを図る</li> <li>多国間の枠組を利用し、専門家ネットワークを安定・強化</li> </ol>

	東南アジア
アジアセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>「“日本語パートナーズ”派遣」プログラムにより、ASEAN 諸国において日本語学習意欲の向上と日本人との交流機会の増加を図り、日本語教育の普及と日本人のアジア理解促進を目指す</li> <li>日本と東南アジアを主とするアジアにおいて、交流の裾野拡大と相互理解促進、文化の担い手人材育成やソフトインフラ整備、専門家同士のネットワークや交流基盤の強化、共同制作・共同研究等の協働取組み促進を集中的に実施</li> </ol>
文化芸術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>アジアセンターと連携し、双方型・共同作業型の事業や人材育成、課題解決型の事業により信頼関係を維持・発展させる</li> <li>文化的インフラが整備されていない国々に対しては、通常事業に加え、国づくりに資する文化協力事業を実施</li> <li>国境、都市・地方を問わず広く、アジアの文化の担い手たちのネットワーク構築を促進・支援</li> <li>ウェブサイトや SNS を通じ、交流・ネットワーク構築や多様な情報・コンテンツの発信を促進</li> </ol>

日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アジアセンターと連携し、アドボカシー招へいなど、各国日本語教育事情に応じた事業、特に地方への日本語教育支援を強化</li> <li>2. 中等教育での日本語学習増加が見込まれる国については、各区政府と連携しつつ、基盤整備と質の向上を図る</li> <li>3. 中等教育での日本語学習停滞、後退が懸念される国については日本語学習の需要を高めるために、各区政府、教育機関に働きかけ、学習者・教員招聘、教材支援を重点的に強化</li> <li>4. 文科省のSEND事業に対し協力するとともに、増加するEPA日本語研修の需要に対応できるよう準備を進める</li> </ol>
日本研究・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. アジアセンターと連携し、若者層の対日関心向上、次世代リーダーとなる専門家の対日理解深化を目指す</li> <li>2. 各国の拠点機関を支援するとともに各地の国内日本研究ネットワークを支援し、全体のレベルアップを図る</li> <li>3. 2015年に発足するASEAN共同体に向けて東南アジア域内、東南アジアと日本・他地域の日本研究のネットワーク促進する</li> </ol>

	南アジア
文化芸術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 次世代の交流の担い手発掘及び関係構築に資する事業を実施</li> <li>2. 双方向型・共同作業事業や地域的・国際課題への取組を通じ域内の専門家発掘とネットワーク形成を促進し、情報のみに頼ることのない文化交流のための基盤を強化</li> <li>3. インドについては全国的な展開を進めつつ、その他の国々については巡回等を活用して効率的に事業を実施</li> <li>4. 在外事業を中心に日本を多角的に見せる事業を実施</li> </ol>
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2014年9月の日印共同声明もふまえ、日系企業進出の多いインドを中心に日本語事業を展開</li> <li>2. インドにおいては、中等教育段階を含め、教師支援並びに教師養成の取組を強化</li> <li>3. 北インドのみならず西インド、南インド及び東インドの大学等への支援により、日本語人材の育成・確保にも努める</li> <li>4. 域内の指導的人材の発掘・育成・ネットワーク構築のための支援を継続</li> </ol>
日本研究・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. インドにおいては、次世代の研究者の発掘・育成を通じて日本研究の基盤を強化</li> <li>2. フェローシップ等を通じ知日派人材の育成を図るとともに、ニーズに応じた地域共通の課題に対する取組を支援</li> <li>3. 日印共通課題・国際課題への取組を通じ専門家交流促進</li> <li>4. インド以外の国においては、周年等の機会には集中的に資源を投入することにより効率的かつ効果的に対日関心を喚起</li> <li>5. 2014年9月の日バングラデシュ共同声明を踏まえ、ダッカ大学を支援</li> </ol>

	大洋州
--	-----

文化芸術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>&lt;オーストラリア&gt;日豪の専門家ネットワークを形成し、幅広く日本を紹介していくための基盤を整備</li> <li>&lt;オーストラリア&gt;在外事業の着実な実施の他、現地の専門家、文化芸術団体や国際フェスティバルとのネットワークを強化し、事業規模にかかわらず、インパクトのある事業を実施</li> <li>ニュージーランド、島嶼国等では、これまで扱ってきた分野だけにとらわれない事業展開も検討</li> </ol>
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>&lt;オーストラリア&gt;各州との連絡・コンサルティング体制を強化し、域内全体の教育レベルの向上</li> <li>&lt;オーストラリア&gt;全国統一カリキュラム策定の機運に合わせ、全豪ネットワーク形成への支援を強化</li> <li>現地の日本語教師ネットワークや JOCV の活用や、他の団体等との連携による日本語教育の効果的な支援、活性化</li> </ol>
・ 知的交流 日本研究	<ol style="list-style-type: none"> <li>日本理解促進のため、社会科学・人文科学の各分野のバランスに留意しつつ日本専門家を育成</li> <li>日本大使館と緊密に連携し、日本研究の促進に尽力しているオーストラリア国立大学を中心とした日本研究振興のためのネットワークを形成</li> <li>新コロンボ計画等のアジア志向の動きに配慮しつつ、連携を模索</li> </ol>

	北米
文化芸術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>国際的イベント等の機会をとらえた日本のプレゼンスのアピール</li> <li>現地機関との連携や関係者のネットワーク化に力点を置いた担い手支援</li> <li>在外事業や PAJ を中心とする地方展開の積極的な推進</li> <li>&lt;米国&gt;青少年交流事業との連携も視野に入れた、若手担い手支援</li> <li>&lt;米国&gt;米国の美術館において日本美術の企画展を平成 24 年度より 5 年間実施</li> <li>&lt;米国&gt;日米学芸員交流の継続実施とともに、関係者のネットワークが持続的な日本美術紹介につながるよう支援</li> <li>&lt;カナダ&gt;多文化化の進む都市部においては質の高い日本文化紹介による日本のプレゼンスの維持</li> </ol>
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>中等・高等教育段階での日本語教育実施の拡大に向けたアドボカシー活動の強化</li> <li>&lt;米国&gt;ロサンゼルス日本文化センターのさくら中核事業において、日本語教育環境の違いに応じた支援の配分と、AATJ をはじめとするさくらネットワーク中核メンバーと共同しての地域ネットワーク強化</li> <li>&lt;米国&gt;青少年交流事業との連携も視野に入れた、若手教員の育成</li> <li>&lt;カナダ&gt;西部地域に重点をおいた、トロント日本文化センターのさくら中核事業の実施</li> </ol>

・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. &lt;米国&gt;米国を引き続き日本研究支援事業の最大の重点国とし、機関支援を中心とする支援を継続するとともに、AAC 等と連携し、長期的視点に基づいた日本研究と基金の役割についての議論を開始</li> <li>2. &lt;米国&gt;米国の知的コミュニティにおける日本のプレゼンス向上とバランスの取れた視点に基づく知的交流事業の実施</li> <li>3. &lt;米国&gt;アジア系をはじめとする各エスニック・グループ知的コミュニティへの着目・関係強化</li> <li>4. 将来の二国間関係を担う次世代人材(研究者、専門家、実務家)の育成</li> <li>5. &lt;カナダ&gt;国内外の研究者間のネットワーク強化を志向する事業への重点化</li> </ol>
-------	--

文化芸術交流	中南米
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 國際的イベント等の機会をとらえた日本のプレゼンスのアピール</li> <li>2. 2020 年東京オリンピック・パラリンピックへつながる文化・スポーツ振興に資する事業の実施</li> <li>3. メキシコ及びサンパウロ日本文化センターの広域機能充実による、地域全体に裨益する事業展開</li> <li>4. 映画・ソーシャルメディア・テレビ等の広い地域で展開可能なツールや在米日本文化専門家を活用した、効率的事業の実施</li> <li>5. 対日理解促進の重要なパートナーとなる日系諸団体との協働関係を一層強化する</li> </ol>
・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各国の実情に応じた日本語教育の基盤強化</li> <li>2. 「継承日本語教育」に囚われず、非日系人をも対象として意識した「外国語としての日本語教育」の発展を図る</li> <li>3. &lt;ブラジル&gt;ブラジル人留学生に対する日本語教育の促進に資する事業の実施</li> <li>4. メキシコ及びサンパウロ日本文化センターの広域機能充実による、地域全体に裨益する事業展開</li> </ol>
日本研究	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 機関支援を継続して実施し、日本研究機関の下支えをしつつ、幅広い分野からフェローを採用する</li> <li>2. 日系人を含む次世代リーダー層、知日派親日派層の育成</li> <li>3. 学術的テーマだけではなく広く一般市民の関心を呼ぶようなテーマの設定や、現地進出日系企業との協力による知的交流事業の拡大</li> <li>4. 米国の日本研究の知見を中南米に波及させるための連携可能性を検討</li> </ol>

文化芸術交流	西欧
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 注目度の高い国際イベントへの主体的参画を通じた日本のプレゼンスのアピール</li> <li>2. 外部資金導入や現地機関との連携を通じた、費用対効果の高い事業展開</li> <li>3. 情報提供や経費助成、関係者のネットワーク化に力点を置いた手支援や相互連携</li> <li>4. 地方展開の積極的な推進による機会格差の縮小</li> <li>5. 日本語学習や日本理解の深化に繋がるようなポップカルチャーなど若年層向け取り組み</li> </ol>
・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中等教育における日本語教育の導入・拡大と同段階の教材不足及び教師に対する支援</li> <li>2. AJEとの連携とニーズに応じた的確な支援</li> <li>3. &lt;英国&gt;初等教育段階における日本語学習導入支援</li> </ol>

日本研究・知的交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名門・新興を交えた戦略的な機関支援を行うとともに、民間を含めたパートナーとの連携も模索</li> <li>2. いわゆる伝統的な日本研究のみならず、国際関係論や政治学等のより大きな分野の若手人材へのアプローチ</li> <li>3. EAJS や各国の日本研究協会/学会へのニーズに応じた支援や若手研究者育成に向けた協力</li> <li>4. 大学、研究機関、民間財団、連携機関(ベルリン日独センター)の他、欧州評議会等のマルチな枠組みと連携した知的交流の推進</li> </ol>
-----------	--

	東欧
文化交流・文化芸術	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現地主体による文化活動への適切なサポートなどを通じた対日理解の向上</li> <li>2. ブダペスト日本文化センターの広域機能充実による東欧地域全体に裨益する事業展開</li> <li>3. &lt;ロシア&gt;極東地域の戦略的重要性を踏まえた、対日関心の維持・拡大</li> </ol>
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各国の学習実情に応じた日本語教育の拡充支援</li> <li>2. &lt;ロシア&gt;モスクワ及び周辺地域における初中等段階の教師育成と教育環境の充実、極東・シベリア地域における日本語教育機関の自立化支援と新規支援策の検討</li> <li>3. ブダペスト日本文化センターの広域機能充実による東欧地域全体に裨益する事業展開</li> <li>4. AJEとの連携とニーズに応じた的確な支援</li> <li>5. 中央アジアにおける、日本センターJF 講座の安定的な運営</li> </ol>
・知的・日本研究交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 若手育成に主眼を置いた機関支援やフェローシップ供与</li> <li>2. EAJSとの連携や若手研究者育成に向けた協力</li> <li>3. セミナー等を通じた有識者レベルの対日関心惹起</li> </ol>

	中東及びアフリカ
文化芸術交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 周年の活用やポップカルチャーへの取組みを含めて、分かりやすい手法を用いた基礎的な対日理解の向上</li> <li>2. 衛星放送も視野に入れた、テレビ番組コンテンツの放映による一般大衆への文化発信</li> <li>3. &lt;中東&gt;カairo日本文化センターの広域機能充実による中東地域全体に裨益する事業展開</li> <li>4. &lt;アフリカ&gt;次回 TICAD の成功に向けた、文化面からの支援、協力の可能性検討</li> </ol>
日本語	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本語専攻学科の存在する国(エジプト、イスラエル、iran、トルコ等)を中心に、日本語教育の定着支援</li> <li>2. &lt;エジプト&gt; Ain Shams 大学の自立的発展に向けた現地人材の育成</li> <li>3. カairo日本文化センターの広域機能充実による中東地域全体に裨益する事業展開</li> <li>4. &lt;アフリカ&gt;一定規模の日本語学習者が存在する国を中心に、日本語教育の定着支援</li> </ol>
・知的・日本研究交流	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 巡回セミナー等を通じた有識者レベルの対日関心惹起</li> <li>2. 研究機関への支援や研究者へのフェローシップ供与を通じた日本研究の底上げ</li> <li>3. &lt;中東&gt;湾岸諸国等からの、メディア関係者等を候補とする社会的影響力のある次世代リーダー層の招聘などを通じた相互交流促進</li> </ol>

## 1 予算

平成27年度予算

(単位:百万円)

区別	金額
収入	
運営費交付金	13,451
運用収入	1,162
寄附金収入	295
受託収入	12
その他収入	1,350
計	16,269
支出	
業務経費	17,700
うち文化芸術交流事業費	1,635
海外日本語事業費	5,615
海外日本研究・知的交流事業費	1,874
調査研究・情報提供等事業費	433
アジア文化交流強化事業費	3,580
その他事業費	4,563
一般管理費	2,403
うち人件費	1,728
物件費	675
計	20,104

## 〔人件費の見積〕

年度中の総人件費見込み 2,091百万円

ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、休職者給与  
及び派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## 〔退職給付債務財源の考え方〕

退職一時金、年金債務及び厚生年金基金の積立不足解消のための財源は、運  
営費交付金によって措置する。

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

## 2 収支計画

### 平成27年度収支計画

(単位:百万円)

区別	金額
費用の部	19,905
経常費用	19,904
文化芸術交流事業費	1,932
海外日本語事業費	5,943
海外日本研究・知的交流事業費	2,063
調査研究・情報提供等事業費	502
アジア文化交流強化事業費	3,580
その他事業費	4,501
一般管理費	1,133
うち人件費	459
物件費	675
減価償却費	251
財務費用	1
臨時損失	0
収益の部	19,767
運営費交付金収益	13,135
運用収益	1,144
受託収入	36
補助金等収益	3,580
寄附金収益	319
その他収益	1,359
資産見返運営費交付金戻入	193
財務収益	1
臨時利益	0
純損失	▲ 138
総損失	▲ 138

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。

### 3 資金計画

平成27年度資金計画

(単位:百万円)

区別	金額
資金支出	
業務活動による支出	19,654
運営費交付金事業	10,207
補助金事業	3,580
運用益等事業	2,654
一般管理費	3,213
うち人件費	2,538
物件費	675
投資活動による支出	6,710
有価証券の取得	6,260
有形固定資産の取得	450
財務活動による支出	13
リース債務の返済	13
次期への繰越金	3,031
計	29,408
資金収入	
業務活動による収入	16,269
運営費交付金収入	13,451
運用収入	1,162
受託収入	12
寄附金収入	295
その他収入	1,350
投資活動による収入	9,058
有価証券の償還	6,258
定期預金の払戻	2,800
財務活動による収入	0
前期からの繰越金	4,081
計	29,408

(注)四捨五入による端数処理により、合計が一致しないことがある。